

# 「ふるさと納税」で自慢の品を 全国にPRしませんか？



## 志摩市ふるさと応援寄附 返礼品提供事業者 募集中!!

募集期間：平成29年11月6日(月)から12月20日(水)まで

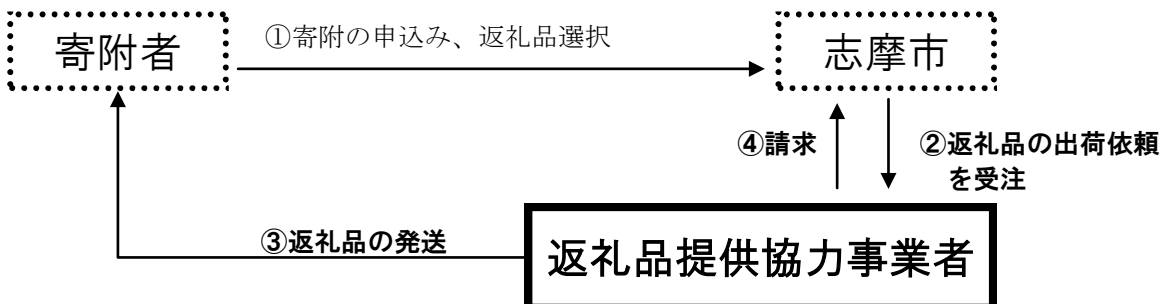
志摩市では、本市へ「ふるさと納税制度」によりご寄附をいただいた市外在住者の方（個人）に、お礼として本市の特産品等を送付しています。

現在、寄附者への返礼品の提供をしていただける事業者を募集しています。

### 応募要件

「返礼品提供事業者要件」と「返礼品要件」を満たすもの  
※詳しくは、裏面や募集要項をご確認ください。

### 業務の流れ



## 1 応募要件

### 事業者要件

- (1) 原則、志摩市に事業所を置く法人、団体又は市内に住所を置く個人事業主
- (2) 常時、市と連絡が取れる事務担当者が配置できること
- (3) 市が指定するシステムの導入及び使用ができること
- (4) 国税及び志摩市税に滞納がないこと
- (5) 個人情報取扱いについて、関係法令を遵守すること
- (6) 返礼品の手配依頼後、商品管理、発送、苦情処理等の対応ができること
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の構成員でないこと

### 応募できる特産品等

- ・次のア～キの要件を全て満たすものであること。
  - ア 次のいずれかに該当する返礼品であること。
    - (ア) 市の豊かさの基礎である森里川海を生かして生産されたもの、その加工品又は森里川海を体感するための利用券等(利用券、宿泊券、食事券又は体験サービス券をいう。)
    - (イ) 市の知名度の向上及び魅力の発信に直接的な効果が期待できるもの、利用券等
  - イ 品質及び数量において、安定供給が見込めるもの(期間限定又は数量限定であっても安定的に供給ができるものを含む。)であること。
  - ウ 返礼品の出荷依頼を受けた後、速やかに寄附者に送付することが可能であること。
  - エ 食料品(海産物及び精肉を除く。)及び飲料品については、原則、寄附者に到着後の賞味期限が10日以上保証されていること。ただし、寄附者と受取日時を確認する場合は、この限りでない。
  - オ 利用券等については、市内で提供するサービスであること。
  - カ 返礼品の金額は別に定める寄附区分に応じた寄附額の3割以内(手数料・送料等含む。)とすること。
  - キ 生産・製造・販売に関する法令等を遵守していること。
- ・平成29年4月1日付け総税市第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」で掲げられた「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。

## 2 応募方法

- ・申込書と必要な添付書類を付けて、志摩市政策推進部総合政策課へ提出してください。

※詳しくは、募集要項や市役所総合政策課にお問い合わせください。

お問い合わせ

志摩市役所 政策推進部 総合政策課  
〒517-0592 志摩市阿児町鶴方3098-22  
電話：0599-44-0205 FAX：0599-44-5252  
メール：furusatokifu@s1.city.shima.mie.jp